

市政トピックス

市営住宅入居希望者募集

詳細 住宅課 ☎(32)6316

申込資格 次のいずれかに該当する方 ●入居する家族全員の総収入が収入基準内にあり、現に住宅に困窮していることが明らかで、次の①、②に該当する(収入基準は下表参照)
①入居時に緊急連絡先を確保できる ②暴力団員でない ●現在市営住宅に入居し、住み替えを希望する ※単身者の場合、申し込みは3DK以下の住宅に限定されます。また、原則18歳未満の方を名義人とした申し込みはできません

申込期間 ●郵送受付(申込書配布)=5月1日(休)~6月6日(金) ●窓口受付=6月2日(月)~6日(金)

申込書配布 勇払・沼ノ端出張所、各コミセン、植苗ファミリーセンター、市民活動センター

申込方法 申込書を直接または郵送(当日消印有効)で住宅課

公開抽選 6月21日(土) 市民活動センター

留意事項 ●新婚世帯向住宅を除き、申し込みは1世帯1カ所のみ。重複申し込みは全て無効 ●申し込み時は住宅番号の記入が必須 ●入居する順番は抽選により決定(ただし、母子世帯・身体障がい者世帯・車椅子世帯・老人世帯の特定目的市営住宅については、優先するべき世帯状況調査を実施し入居順を決定 ●一般募集の抽選回数は通常1回。高齢者世帯(60歳以上の方がいる世帯)・ひとり親世帯・身体障がい者世帯(身体障害手帳1~4級)のいずれかに該当する場合は1

回優遇。さらに、過去に連続で申し込み(前年度まで継続している申し込みが対象)している世帯は、その年数分を抽選回数として優遇。(過去3年連続で申し込みをしている場合は3回優遇) ●複数回抽選を行った場合は順位が上の番号を採用 ●空き住宅が出た場合、入居登録順により市営住宅の割り当てを通知 ●入居にあたっては資格審査(収入基準など)により、入居できない場合あり ●入居者(同居者を含む)が暴力団員である場合は入居不可 ●同居できる人は原則、入居者の3親等以内の親族に限る ●中層住宅の1・2階部分は高齢者(60歳以上)および身体障がい者(下肢機能の障害など階段昇降困難と判断されるもの)を含む世帯向けの住宅 ※エレベーター付き住宅および植苗の一部住宅は除く ●割り当てされた権利を、他人に譲渡・売却等することは認めない ●駐車場に駐車できる車両の大きさには制限があります。必ずご確認ください

申込書および入居者募集のしおりの郵送

自宅などへの郵送を希望する方は5月1日(休)から電話で受け付けを行うため、住宅課管理係までご連絡ください。

収入基準 (参考)

	申し込み家族数(遠隔地扶養親族を含む)				
	1人	2人	3人	4人	5人
一般世帯	2,967,999円以下	3,511,999円以下	3,995,999円以下	4,471,999円以下	4,947,999円以下
裁量世帯	3,887,999円以下	4,363,999円以下	4,835,999円以下	5,311,999円以下	5,787,999円以下

※表は給与所得者1人の場合の例です。給与所得者が複数名、事業所得者・年金収入者の場合および扶養控除以外に該当する控除がある場合や、改良住宅に入居する場合は基準が異なりますのでお問い合わせください

裁量世帯とは ①入居者または同居者に障害者基本法第2条に規定する障がいのある方(身体障害者手帳1~4級、精神障害者保健福祉手帳1~2級、療育手帳A判定・B判定【中度】) ②入居者または同居者に戦傷病者手帳の交付を受け、当該手帳に記載されている身体上の障がいの程度が恩給法で定める程度の方 ③入居者または同居者に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方 ④入居者または同居者に海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方 ⑤入居者または同居者にハンセン病療養所入所等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所に入所していた方 ⑥入居者が60歳以上で、かつ同居者のいずれもが60歳以上または18歳未満の方(60歳以上の単身者も該当) ⑦同居者に小学校就学の始期に達するまでの子がいる方

広告